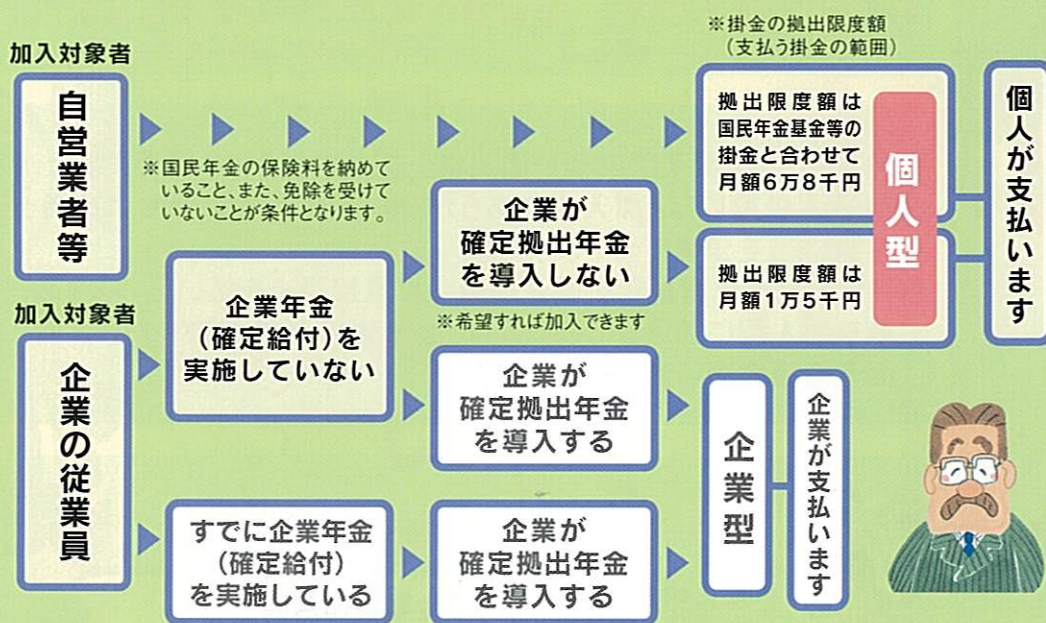


# 確定拠出年金は どういう しくみ?

確定拠出年金には、

- ① 自営業者等および企業が「企業型」を導入しない場合の従業員が加入できる「個人型」(掛金は個人が拠出)と
- ② 企業が導入し、従業員を加入させる「企業型」(掛金は企業が拠出)の2つのタイプがあります。ただし、公務員と企業の従業員の妻などは加入できません。

## 【個人型】のしくみ



## 老齢給付金の受給要件

原則60歳から受給可。ただし60歳時点で最初の拠出から10年以上経過している場合。10年に満たない場合は次の通りです。

- ・8年以上経過 → 61歳から受給可能
- ・6年以上経過 → 62歳から受給可能
- ・4年以上経過 → 63歳から受給可能
- ・2年以上経過 → 64歳から受給可能
- ・1月以上経過 → 65歳から受給可能

## 加入者の保護(運営管理機関等の行為準則)

運営管理機関等について、次のような責務や禁止行為を定め、加入者の保護を図ります。

	違反した場合の取り扱い		
	罰則	行政処分	民事責任
加入者に対する忠実義務		○	○
個人情報の保護義務		○	○
専門知見に基づく運用商品の選定		○	○
自己または第三者の利益を図る行為の禁止		○	○
利益補填や損失負担の禁止	○	○	○
故意に真実を告げず、または不実のことを告げる行為の禁止	○	○	○

(注)「行政処分」とは、運営管理機関等に対する立入検査、業務改善命令など。